

船橋市幼年少年婦人防火委員会補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和 56 年船橋市規則第 50 号。以下「規則」という。）に基づく船橋市幼年少年婦人防火委員会（以下「委員会」という。）に対する補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付団体)

第 2 条 補助金の交付の対象となる団体は、委員会とする。

(補助事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、委員会が実施する事業で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 消防クラブ育成事業
- (2) 防火啓発事業

2 前項の規定にかかわらず、営利を目的とする事業については、補助金を交付しない。

(補助金の額等)

第 4 条 補助金の額は予算の範囲内とし、前条に規定する補助事業における補助対象経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第 5 条 委員会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第 1 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助事業に係る計画書
- (2) 補助事業に係る予算が確認できる書類

(実績報告)

第 6 条 委員会は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して 20 日を経過する日又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助事業に係る実施結果
- (2) 補助事業に係る支出が確認できる書類

(交付手続き等)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付手続き等に必要な事項については、規則に定めるところによる。

(関係書類の整備)

第8条 委員会は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類を常に整備しておかなければならない。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

別表

| 補助事業 | 補助対象経費 | 補助率 |
|-----------------|---|------|
| 第3条第1項第1号に掲げる事業 | 消耗品費、賞賜金 (クラブ育成に伴う物品及び防火教育に必要な物品) | 2分の1 |
| 第3条第1項第2号に掲げる事業 | 印刷製本費、消耗品費、備品購入費、賞賜金 (各クラブにおける防火啓発運動及び防火ポスター展に係わる物品) | |

第1号様式

補助金交付申請書

年 月 日

船 橋 市 長 様

申請者 住所
氏名

補助金の交付を受けたいので、船橋市幼年少年婦人防火委員会補助金交付要綱の規定により、次のとおり申請します。

| 補助年度 | 年度 | 補助金の名称 | 船橋市幼年少年婦人防火委員会補助金 |
|-------------|--------|--------|-------------------|
| 補助事業 | 名称 | | |
| | 目的及び内容 | | |
| | 効果 | | |
| 経費所要総額 | | | 円 |
| 交付申請額 | | | 円 |
| 着手及び完了予定年月日 | | 着手 予定 | 年 月 日 |
| | | 完了 予定 | 年 月 日 |
| 添付書類 | | | |

第2号様式

補助事業実績報告書

年 月 日

船 橋 市 長 様

申請者 住所
氏名

船橋市幼年少年婦人防火委員会補助金交付要綱の規定により、補助事業の実施状況を次のとおり報告します。

| | | | |
|-----------------|-------|--------|-------------------|
| 決定年月日 | 年 月 日 | 番号 | 第 号 |
| 補助年度 | 年度 | 補助金の名称 | 船橋市幼年少年婦人防火委員会補助金 |
| 補助事業 | 名称 | | |
| | 施行場所 | | |
| 着手年月日 | 年 月 日 | 完了年月日 | 年 月 日 |
| 交付決定額 | 円 | | |
| 既交付額 | 円 | | |
| 補助対象経費 精算額 | 円 | | |
| 補助事業の 経過及び内容 | | | |
| 添付書類 | | | |